

令和２年度 第４回あま市人権施策推進審議会議事録要旨

令和２年１０月１９日（月）

午後２時から午後４時まで

あま市美和総合福祉センターすみの里
２階集会室

１ 出席者等

出席者等 （委員） １０名
（事務局） １０名（途中退席３名）
（傍聴者） ０名

２ 部長あいさつ要旨

本日の審議会は、あま市で取り組んでいる事業が、施策の方向性に沿って計画的、効果的に実施されているかどうか、事業に人権の視点が反映されているかどうか、また、あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正に向けて、それぞれの立場から、御意見や御提案をいただきたい。質問の内容に応じて所管課から、説明させていただく。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策をしながら開催をさせていただく。御理解と御協力をお願いしたい。

３ 会長あいさつ要旨

この審議会もコロナということで、書面会議を経て、こうして会議が開かれている。そして中身について審議をしていただく。このような機会が開かれて非常にありがたいなと思っている。第４回の中身についても、進捗状況と一部改正の中身について審議していただく。所管課の方も出席しているので、丁寧に手短かに答えを出していただくよう、お願いする。

４ 議題

- （１）「人権尊重のまちづくり行動計画」令和２年度実施計画進捗状況について
- （２）あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正及び提言（素案）について
- （３）その他

【「人権尊重のまちづくり行動計画」令和2年度実施計画進捗状況について】

(説明要旨)

- 「男女共同参画講演会」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。9月以降で延期も検討していたが、他の事業の状況も踏まえて中止という判断とした。
- 「人権講演会」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。代替案として、中学生の人権作文を人権週間特集号に掲載。
- 「市民人権講座」について、3講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2講座を中止。1講座は、令和3年2月2日に実施を予定している。新型コロナウイルス感染状況を鑑みながら、開催をしていきたい。
- 「人権施策推進本部員・幹事会人権研修」につきまして、1回目は、新型コロナウイルスの影響により中止。令和3年1月に実施予定。
- 市民意識調査を実施。8月に調査票を送付し、集計、分析を行い、2月に結果を公表。

(主な意見等)

○委員

ひとり親家庭の支援について、非常にいい取組だが、この事業は2年目か。参加者はどのくらいか。

○事務局

平成29年度から始まった。元々は甚目寺会館のみで行っていたが、昨年度から七宝公民館でも開催することとなり、現在2ヶ所で実施をしている。それぞれの定員を30名と設定しており、甚目寺会館だけで実施していた時は、希望したにも関わらず、利用できなかった方がいた。地域的に甚目寺会館は駅から近いことで、美和地区からは交通の便は良いが、七宝地区からは自転車や保護者の送迎が必要となっていた。令和元年度から七宝児童館で開催しており、現在は待機は無いような状況。

○委員

対象は中学生だけか。小学生は対象になっていないか。

○事務局

対象は母子家庭や父子家庭でなおかつ児童扶養手当の支給対象となっているお子さん。金銭面等を理由に塾に通えない子を支援したいということで、学習プラス生活面でのバックアップということで本事業を行っている。小学生は対象にならない。

○委員

地域包括支援センターについて、始め、社会福祉協議会に関わっていなかった。社会福祉協議会に委託をされ、両方で取り組むという状況になったが、共同体制が上手くいっているか。

○高齢福祉課

もともと社会福祉協議会は地域に向けて活動している。色分けということではなく、一緒にやっていく中で、より相談しやすい体制を広く受けられるような形を取った。常時、連携は取っているという状況である。

○委員

子どもの自立を育てる親の会について、これを始められたのは去年からか。また参加は。

○事務局

平成30年度から始まり、その年は2回開催。令和元年度からは5回となる。令和元年度は延べ17世帯、令和2年度は2回目までで述べ10世帯の参加がある。

○委員

話し合いをするのか。

○事務局

話し合いというよりも、自分だけではという悩みとか不安を抱えていることを話すことで、それを和らげることもできるということをやっている。

○委員

会だけでなく、継続的に日常的にそういったつながりを作ることが大事だと思うが、そのきっかけになっているか。こういう会に出てきていない方については。

○事務局

そこまで行きついていない。日常的につながっていけばいいと思う。ここに出てきてもらえる保護者は、まだありがたい。本当に引きこもっている家族について、別の要因があると思うが、別の手立てということになっていくと思う。

○委員

ICTを活用した医療と介護サービスの連携について、この事業はいつ頃から実施しているか。また事業者は年々増加しているか。

○事務局

平成28年7月から実施。増加はしているが、1年ですごく増えたということではない。

○委員

登録事業者全体が一同に集まるということはあるか

○事務局

地域ケア会議ということで参加をいただくが、一同に集まるということはない。

○委員

事業の可否について、行政はどういうことで判断をして、どういうものを参考にやっているか。

○事務局

一例としての回答であるが、新型コロナウイルス対策本部の方針を踏まえ、最終的には規模や特性によって、各課で判断している。関係部局等の判断を仰ぐこともある。

○委員

性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害に関する事業や取組が少ないと感じる。

○事務局

来年度、第2次の行動計画を策定していく。いただいた意見を踏まえて、事業計画をどのように見直していくかということも、審議会で審議いただけたらと思っている。

○委員

放課後こども教室の事業を七宝で新設するという動きについて、どうなったのか。また病児病後児保育事業についても、美和で開くという予定はどうなったのか。

○事務局

放課後こども教室について、令和元年度、秋竹小と伊福小の2校で実施をした。令和2年度については、七宝小と宝小でも開催する計画をしている。来年度以降、甚目寺東小、甚目寺西小、この2校が市内で実施されていないので、この2校も含めて、統一した形でやっていきたい。病児病後児保育事業について、平成29年度からあま市民病院で実施している。今年度は美和地区で望月内科さんにて、この事業を実施している。施設の改修等があり、令和2年8月1日から実施した。今後は、2つの機関で連携した体制を構築していきたい。

(人権漫画について)

資料1、事務局案のとおりで承認。

(人権特集号について)

資料1、事務局案のとおりで承認。その他、14ページの電話番号について、一部誤りあり。

【あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正及び提言（素案）について】

(説明要旨)

- 人権施策推進本部及び幹事会から、人権侵害の例示の括弧書きについて、人権3法を代表に例示しているのであれば、公布順（障がい者差別、外国人差別、部落差別）とするのが一般的であると思うとの意見。差別の対象として、人権3法が施行され、障がい者差別、外国人差別、部落差別をはじめ、様々な差別が今もあるということを明らかにするということを考えると、法の施行順に表記を変更すると考え、修正案となった。
- 人権施策推進本部の意見の中で、人権侵害の例示の括弧書きについて、条例改正案には、「部落差別」とあるが、あま市人権尊重のまちづくり行動計画には、「同和問題」と表記されている。言葉の整合性はどうかという意見。条例改正案については、法律を踏まえたので、「部落差別」の表記となっている。あま市人権尊重のまちづくり行動計画の中の「同和問題」という表記については、来年度、第2次の行動計画を策定していく中で、審議会において検討課題と考えている
- 「社会情勢の変化等により」を「社会情勢の変化及び災害疾病等により」に変更できないかという意見、新たな課題の括弧書きについて「災害疾病」を入れてはどうかという意見。条例が制定されて約10年が経とうとする中で、個々別々の名称や表現をすべて入れ込んでいくということは難しい。差別の対象となったいわゆる人権3法、障がい者差別、外国人差別、部落差別に関して明記し、あらゆる差別や偏見のないという部分で、災害や疾病等も含んでいるというふうな形での対応と考えている。
- 人権施策推進本部の中で、人権施策推進審議会の意見で「災害疾病」とあるが、これは何を指しているのか。現段階において災害については、東日本大震災における原発事故による差別、疾病については、新型コロナウイルス感染症のことと考えていると回答。
- 「しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分または門地等に起因する人権侵害」における「人

権侵害」は、その後ろの括弧書きで、人権に関する代表的なものとして人権３法を明記しているが、後半の「人権に関わる新たな課題（インターネットによる人権侵害等）」では、括弧書きの中の説明に「人権侵害等」が使われており、内容が不明瞭になるのではないかと。前段部分は、このままの条例案でいきたい。後段部分について、当初の案から「インターネット上の誹謗中傷等による」ということを、「人権にかかわる新たな課題も生じ」の前に追加するという形で変更という形で修正案となっている。

○教育こそが人を育てていく教えだと、一層の人権教育、(同和)の充実を願うということで意見。人権に対する意識を高めていくには、人権教育及び人権啓発がより一層重要であるということを明らかにしていくため、「人権教育、人権啓発等により」という文言を追加させていただく修正案となっている。

○提言については、条例の一部改正の素案を認めていただいた場合の提言の素案。

(主な意見等)

○委員

人権教育、人権啓発等によりという一文を今回入れる修正案だが、平成１２年度ぐらいからもう始まって進めている実績がある。今までやってきたことについて含めて考えていくならば、一層という文言を入れてはどうか。

○委員

川崎市は、差別防止対策等審査会の意見を聞いてという部分がある。あま市の場合はあるのか。条例案を見ても、審査会を設置するというそんな議論はないが。

○事務局

川崎市の事例は、川崎市がツイッター社、いわゆるプロバイダーに、直接削除要請を行うという手法。条例の中で規定がある差別防止対策等審議会へ市が諮問、審議会から答申という形になる。あま市は、そういった事象を発見した場合、そこから法務局の方へ削除要請をしている。そうすると、法務局が調査を行った上で、削除要請をその事業所等に行っているという形を取っている。川崎市のように、直接事業所、プロバイダー等の事業所に削除要請を行うのではなく、法務局を通じて削除要請を行っていくという手法をとっていることから、審査会等に諮るということではなく、市の方で削除要請を法務局に行っている、最終的な判断を法務局が行っているというような状況。

【その他】

(説明要旨)

市民意識調査について、調査期間を令和２年８月１２日から２８日までで実施。あま市民２０歳以上の方３，０００人を無作為に抽出し、調査をした。回収率は、１，１４６件、３８．２％。９月に入力作業を終え、１０月、１１月にかけて、集計と分析に入る。その後、１２月、１月にかけて、報告書概要版の作成、２月に成果品の納品となる。